



3D SYSTEMS®

3D SYSTEMS, INC.  
サービスに関する標準規約

2025年2月25日から発効

本「規約」は、3D Systems, Inc.（以下「3D Systems」）が顧客（以下「お客様」）に対して注文（以下「サービス」）で規定しているサービスを提供することに関して生じるあらゆる合意、発注書、作業明細書、および他の契約（以下「注文」）に適用されます。本規約は、関連する注文と共に、両当事者間の完全合意（以下「本契約」）を構成するものです。

1. **一般条項** – 本契約は 3D Systems のサービス提供を統制します。お客様が注文（またはその修正版）に署名した後、3D Systems の役員または権限を与えたされたその他の被指名人によって署名がなされた時点で、本契約は拘束力のある契約になります。本契約で使用されているように、「3D Systems」、「弊社」、「当社」は、3D Systems, Inc.、その従業員、役員、取締役、パートナー、エージェント、関連会社のことを指します。「お客様」という用語は、3D Systems との適切な取引を行った顧客、ならびにお客様の代わりに活動を行ったり、情報を提供したりするすべての従業員、役員、取締役、パートナー、エージェント、関連会社のことを指します。
2. **保証** – 3D Systems は、注文に規定されているように充分なスキルや知識があり、お客様にサービスを提供するためのトレーニングを請けている優秀なスタッフを提供することを保証します。当該のスタッフは、当該のサービスを、熱心かつプロ意識を持ち、一般的に受け入れられている業界標準に従って、すべての適切な連邦、州、地方自治体の法律、規制、要件に準拠して提供します。前述の保証は、明示的か默示的かを問わず、他のあらゆる保証（商品性および本来の目的または特定の目的に対する適合性、侵害していないことの保証を含むが、これらに限定されない）に代わるものです。他の各保証に関しては、3D Systems は本契約を否認します。
3. **スケジュール** – 引き渡しのスケジュールを守れない状況が発生した場合、引き渡しの遅延、あるいは遅延を通知できなかつたことで発生するいかなる損害または違約金についても、3D Systems は責任を負いません。しかし、3D Systems は遅延を通知するためにあらゆる合理的な努力を払います。遅延は注文の解約の理由として認められないものとします。
4. **支払い** – 支払いの金額は注文書に規定されるものとします。注文書に別途規定されていない限り、3D Systems がお客様に請求書を送付してから 30 日以内の支払いが支払い条件となります。期限経過勘定については、お客様は月当たり 1-1/2% の金利で（法定最高金利の方が低ければ法定最高金利で）利子を払うものとします。お客様は、売上税または使用税の免除を要求する場合、「発送先」に指定した場所の免税証明書、他の書類のコピーを 3D Systems に提供するものとします。
5. **作業成果物の所有権** – 注文書に別途規定がない限り、3D Systems はサービスにより生じるすべての作業成果物を所有するものとします。これには、関連するすべての知的財産権も含まれます。
6. **契約期間および契約の終了** – 本契約の期間は注文書に規定されるものとします。注文書に別途規定がない限り、お客様はあらゆる理由により、また理由がない場合でも、3D Systems に書面の通知を 30 日前に提出することにより、いつでも本契約を自らの裁量により終了できます。3D Systems は、本契約に従って提供され、請求されたお客様により受け入れられたサービスに対する注文書に規定されている支払いをお客様が行わなかった場合のみ、事前の通知を 30 日前に提出することにより本契約を終了できます。ただし、3D Systems は、本契約終了の 30 日までに当該の未払いについて書面でお客様にまず通知し、お客様がその時間内に違反を是正できるようにするものとします。原因なしの場合あるいは相手方の違反の場合の本契約の終了は、解除者が利用できる他の権利や救済策を制限しないものとします。あらゆる理由により本契約を終了する場合も、3D Systems はお客様に終了日までに完了している作業成果物を受け渡すものとし、お客様は 3D Systems に本契約の条項に従つてすべての完了している作業成果物に対する支払いを行うものとします。
7. **輸出コンプライアンス** – お客様は、米国、EU、そして他の適切な輸出管理法および規制に完全に準拠している場合を除き、いかなる機器やソフトウェアも直接的または間接的に輸出、再輸出、またはその他の方法で引き渡してはなりません。これらの義務は、本契約の終了後も存続するものとします。さらに、お客様は、アイテム、テクノロジー/技術のデータ、および/またはサービスが、次の目的に使用されないことに同意するものとします。軍事または防衛の用途、あるいは軍事のエンドユースにおけるデザイン、生産、組立て、テスト、操作、統合、設置、点検、メンテナンス、修理、分解修理、改修。中華人民共和国、ベネズエラ、ミャンマー、ロシア、および米国規制 744.21 補足 2 に記載されている国、州、省の軍事のエンドユーザーのため。3D Systems から取得した製品、ソフトウェア、および/またはテクノロジーは、国連、EU、または OSCE の禁輸措置に違反する目的地に再輸出、販売、または再販売または譲渡することはできません。欧州議会および 2021 年 5 月 20 日の理事会による規制(EU)規制 2021/821 に違反して販売または譲渡された禁輸措置の条件輸出、仲介、技術支援、二重用途品目の輸送および転送。お客様は、核爆発活動、無防備な核活動、核燃料サイクルまたは核推進活動、あるいは設計、開発、生産、化学兵器、生物兵器、ミサイル、ロケットシステム、無人航空機(UAV)の備蓄、または使用。
8. **賠償責任の限定** – 3D Systems は、理由にかかわらず、結果的損害懲罰的損害、付隨的損害、または間接的損害（利益の損失または従業員の時間の損失など）に関して、お客様に責任を負いません。本規約のセクション 10 および当事者の秘密保持契約に関する 3D Systems の秘密保持の義務の違反に関する主張を除き、本契約に基づく 3D Systems の法的責任および/または義務、あるいは注文により生じる 3D Systems の法的責任および/または義務が注文の支払額を上回ることはありません。
9. **補償** – お客様は、3D Systems とその親会社、子会社、関連会社、役員、取締役、株主、従業員、代表、エージェント、独立請負業者を、お客様がサービスから生じる作業成果物を利用することから生じる第三者の要求や損害により生じる、またはそれらと関連して生じるあらゆる法的責任、損害、損失、費用（これには、合理的な弁護士の料金や費用も含まれますが、これに限定されません）から防衛し、補償し、免責します。これには、製品の法的責任、医療過誤、知的財産権の抵触も含まれますが、これらに限定されません。本契約に基づいて補償する義務は、本契約の解約後や終了後も明示的に存続するものと見なされます。
10. **秘密保持** – 両当事者間の秘密保持契約や他の秘密保持に関する合意に従つて、3D Systems はお客様から入手したすべての情報の秘密を保持し、他の人物や団体に対して開示しないものとします。これには、書面で機密事項であることをお客様が識別しているビジネス情報または技術情報の企業秘密、やノウハウ（以下「機密情報」）が含まれますが、これらに限定されません。お客様により本契約で規定されているように書面で事前



**3D SYSTEMS**

**3D SYSTEMS, INC.**  
サービスに関する標準規約

2025年2月25日から発効

に許可を取らない限り、3D Systems は、機密情報を他の当事者に開示したり、使用したりすることはないものとします。機密情報は次の情報を含まないものとします。(a) 本契約の日付前に 3D Systems にとって既知であった情報。(b) 3D Systems の間違った行為を通じて公知になつたものでない情報。(c) 3D Systems に開示するために第三者から無料で受け取った情報で、公知にするにあたって制限のないもの。(d) 3D Systems が独立して開発した情報で、本契約で意図されているサービスの範囲外のもの。本契約に基づいて 3D Systems が取得した情報に基づいておらず、それらを組み込んだり、使用したりもしていないもの。(e) お客様の明示的な書面の同意を得て第三者に通知される情報。(f) 法律により開示が求められる情報。ただし、当該の開示を行う前に、3D Systems はお客様に即座に当該の開示について通知するものとし、お客様のリクエストがあった場合は、当該の機密情報の秘密保持の取り扱いを確認する合理的な機会をお客様に提供するものとします。

11. **不可抗力** – 両当事者は、合理的な制御を超えた状況に起因する本契約の義務の履行遅滞に關し、他方に対して責任を負いません。このような状況には、反乱、騒擾、暴動、戦争、内乱、国家緊急事態、ストライキ、洪水、地震、禁輸措置、材料や輸送の確保不能、天変地異、両当事者の合理的な制御が及ばない、自然や政府当局によって引き起こされる事象などがありますが、これらに限定されません。
12. **可分性** – 本契約のいずれかの条項が無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、そのような無効性、違法性、または法的強制力の欠如にかかわらず、本契約とその他の条項は効力を持ち続けるものとします。その際、両当事者は、無効または法的強制力のない条項の経済的利益に可能な限り近い、有効で拘束力と法的強制力のある代替条項に同意するものとします。
13. **紛争解決** – お客様および 3D Systems は、本契約の履行または違反に起因または関連する論争、請求、または紛争については、交渉による解決に努めるものとします。通知から 30 日以内に交渉によって解決しない主張については、米国仲裁協会が商業仲裁規則に基づいて運営する仲裁によって解決されるものとし、その仲裁判断は管轄権を有するいずれの裁判所からも執行判決を得ることができます。審理は、3D Systems 本社に最も近い米国仲裁協会事務所で行います。
14. **その他** –
  - A. 注文書に別途規定がない限り、本契約は、法条項間の矛盾・衝突に關係なく米国カリフォルニア州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本契約により生じる主張の裁判地はカリフォルニア州サンディエゴ郡にある州立裁判所および連邦裁判所とします。
  - B. 3D Systems およびお客様は、本契約に適用されるすべての法律を遵守するものとします。
  - C. 本契約に基づくすべての通知は、書面で受領した時点で効力を有します。お客様および 3D Systems への通知は、注文書に記載された住所に送付するものとします。
  - D. 本契約の変更は書面でなされ、両当事者の署名を必要とするものとします。
  - E. 本契約は、両当事者の承継人と譲受人を拘束し、かつその利益のために効力を生じます。前述に關わらず、本契約と本契約が規定するサービスはパーソナルな性質ものと見なされ、3D Systems はお客様から書面の同意を事前に得ない場合は本契約の権利を譲渡し、義務を委任できません。
  - F. 3D Systems のお客様との関係は独立請負業者のものであり、本契約のすべての内容はパートナーシップ、エージェンシー、ジョイントベンチャー、雇用主と従業員の関係を構築するために解釈してはなりません。3D Systems はお客様のエージェントではなく、お客様の代わりにビジネスを行ったり、義務を課したり(明示的なものも黙示的なものも含みます)、商品に対して請求書を送ったり、約束、保証、表明、契約、コミットメント、お客様の名前を使った他の表明を行うあらゆる形の他の行為を行ったりすることは許可されていません。
15. **完全合意** – お客様は、注文書や本規約を読み、かつこれを理解した上で、その条項に拘束されることに同意したことになります。さらに、お客様は、本契約が合意の完全かつ唯一のステートメントを記載していることを表明し、同意します。これには、当事者間を統制する規約が含まれ、これはあらゆる提案書、発注書を含むお客様の下位文書の印刷物、口頭あるいは書面の合意、お客様の一般取引条件、本契約に関連する当事者間のすべての他のやりとりより優先され、それらに取って代わります。